

医師における宿直許可の取組に関する 調査結果について

令和3年9月1日

公益社団法人 日本医師会

調査概要

- 調査期間： 令和3年4月28日～5月31日
- 調査対象： 全国8,221病院 及び 6,418有床診療所のうち、
令和元年7月以降に労働基準監督へ宿直許可の申請又は
相談を行った医療機関を対象
(宿日直許可を得る必要のない医療機関、既に許可を取得している医療機関
は対象外)
- 回答数　： 168病院 及び 8有床診療所

図1 地域

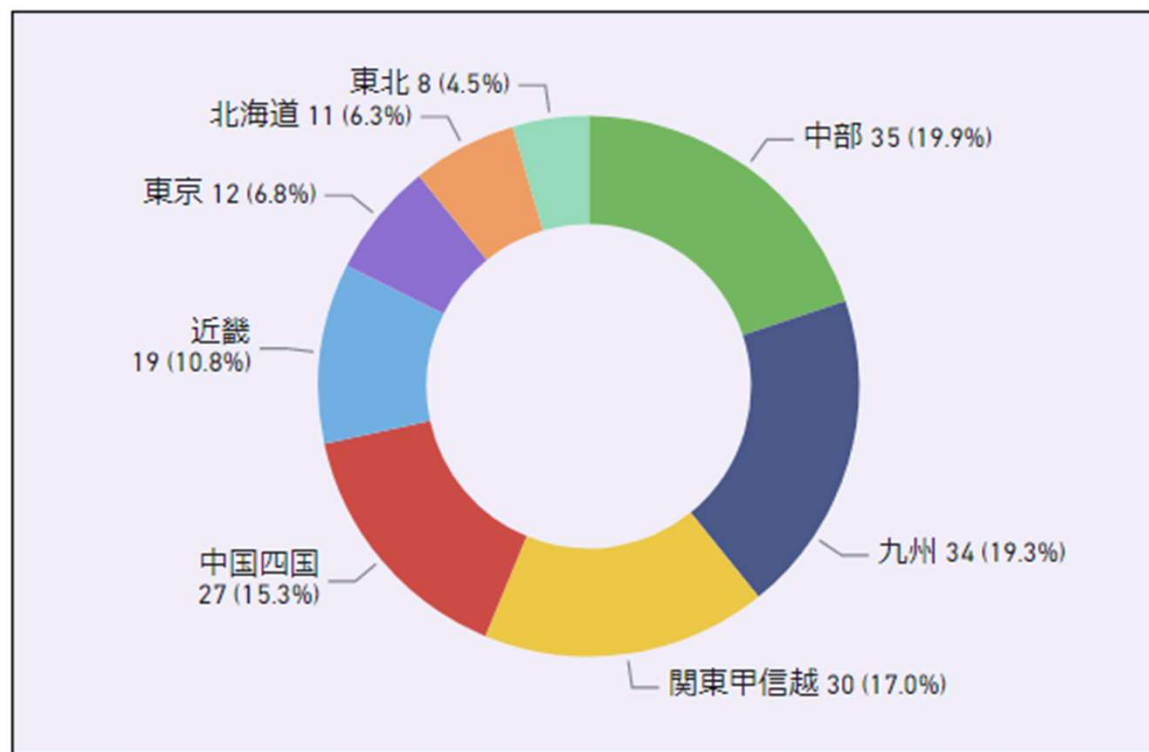


図2 病床規模

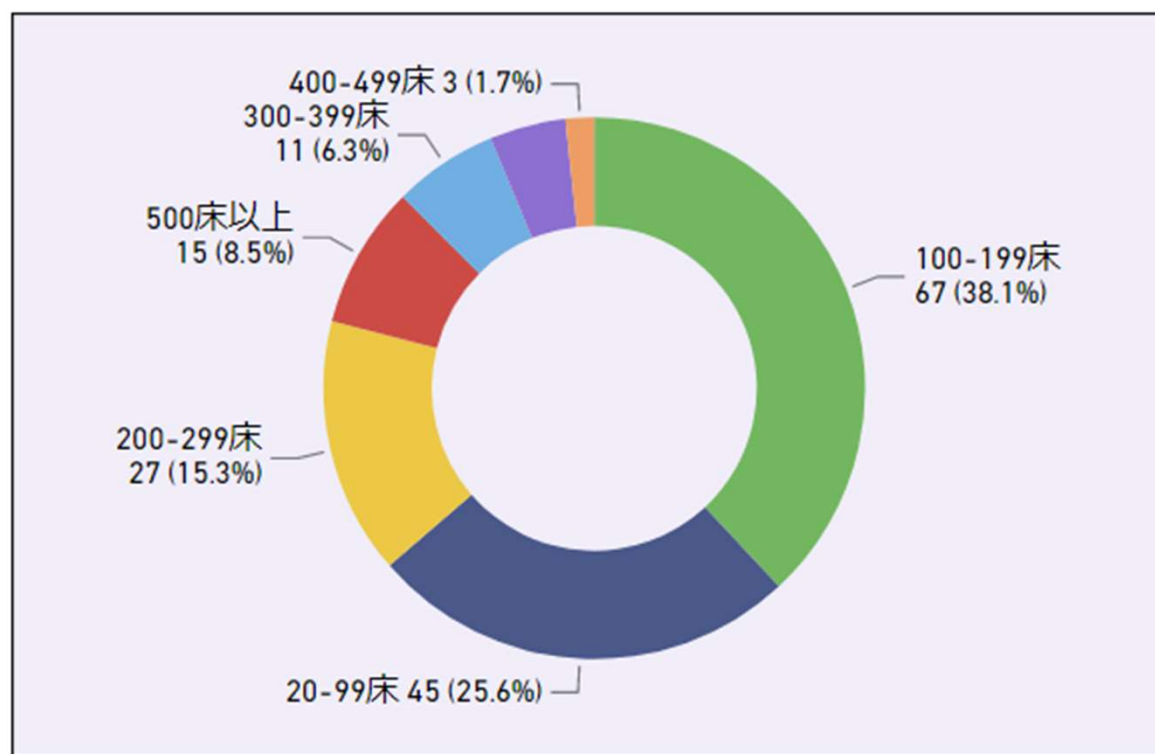


図3 医療機関の機能

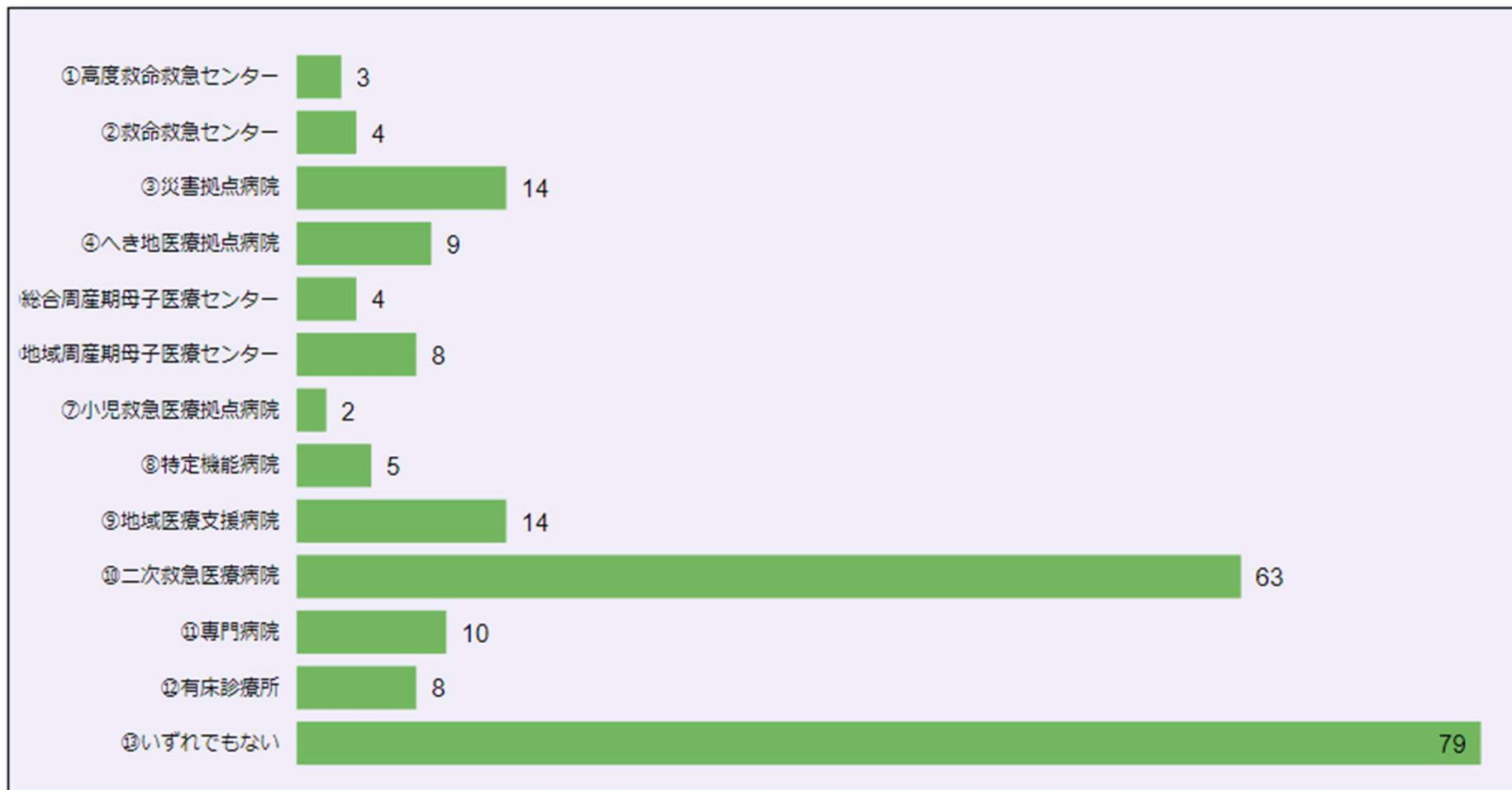
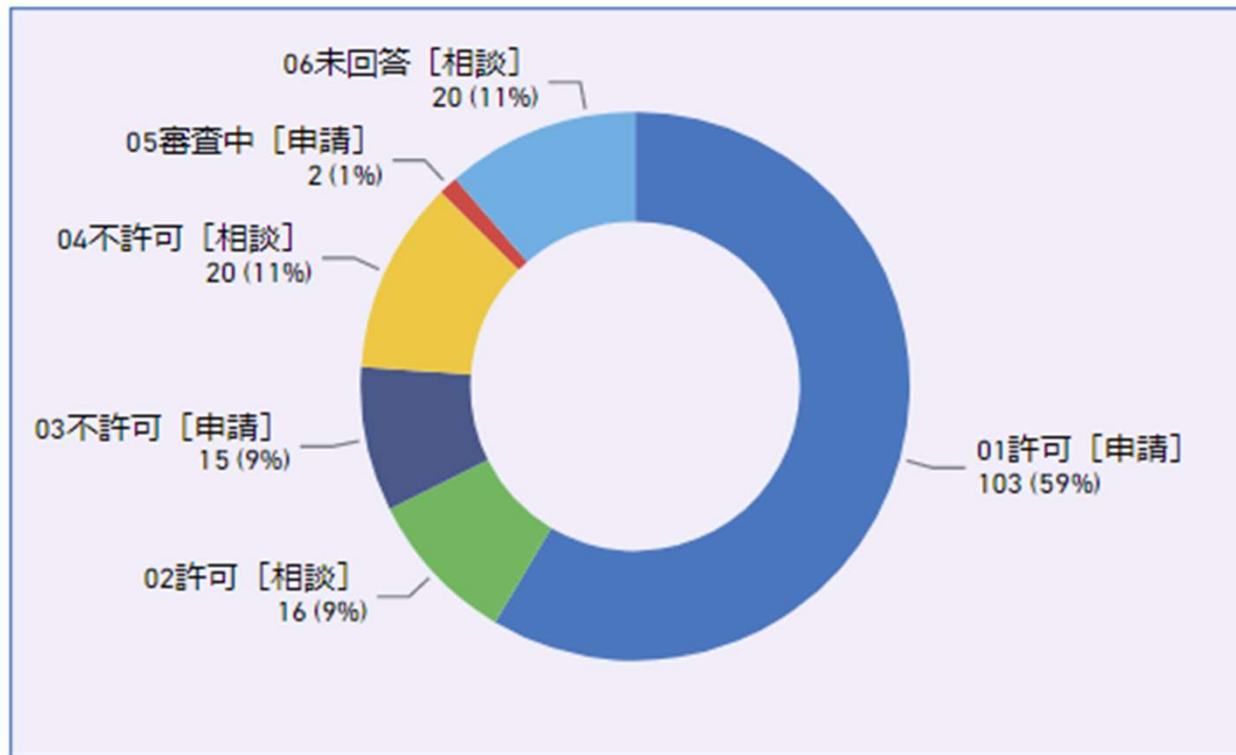


図4 申請・相談の結果



01 申請を行い、許可を得た

04 相談の段階だが、現状では不許可の見込み

02 相談の段階だが、許可を得られる見込み

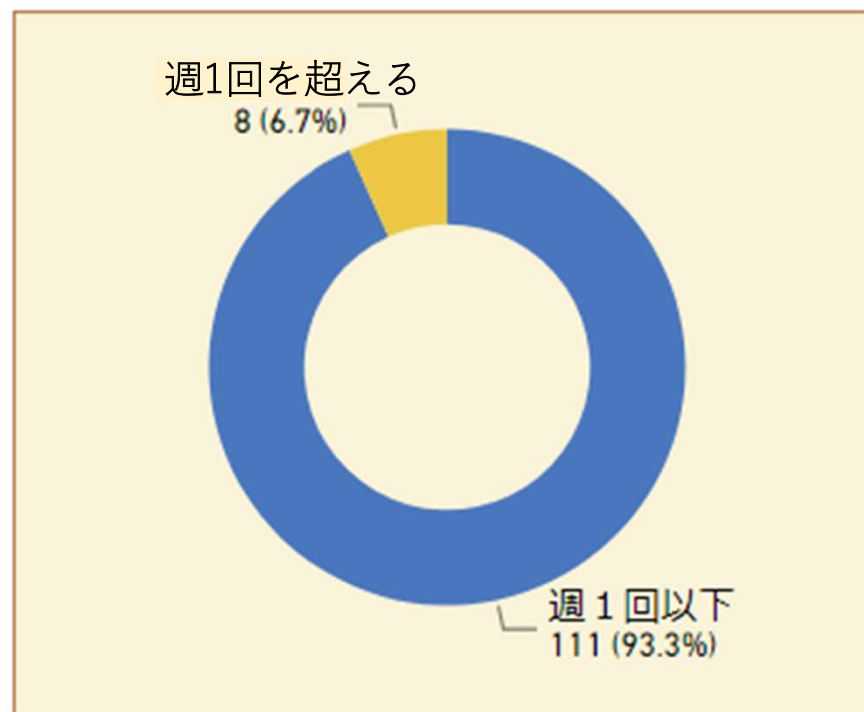
05 申請を行ったが、審査中である

03 申請を行ったが、不許可であった

06 相談の段階だが、明確な回答を得ていない

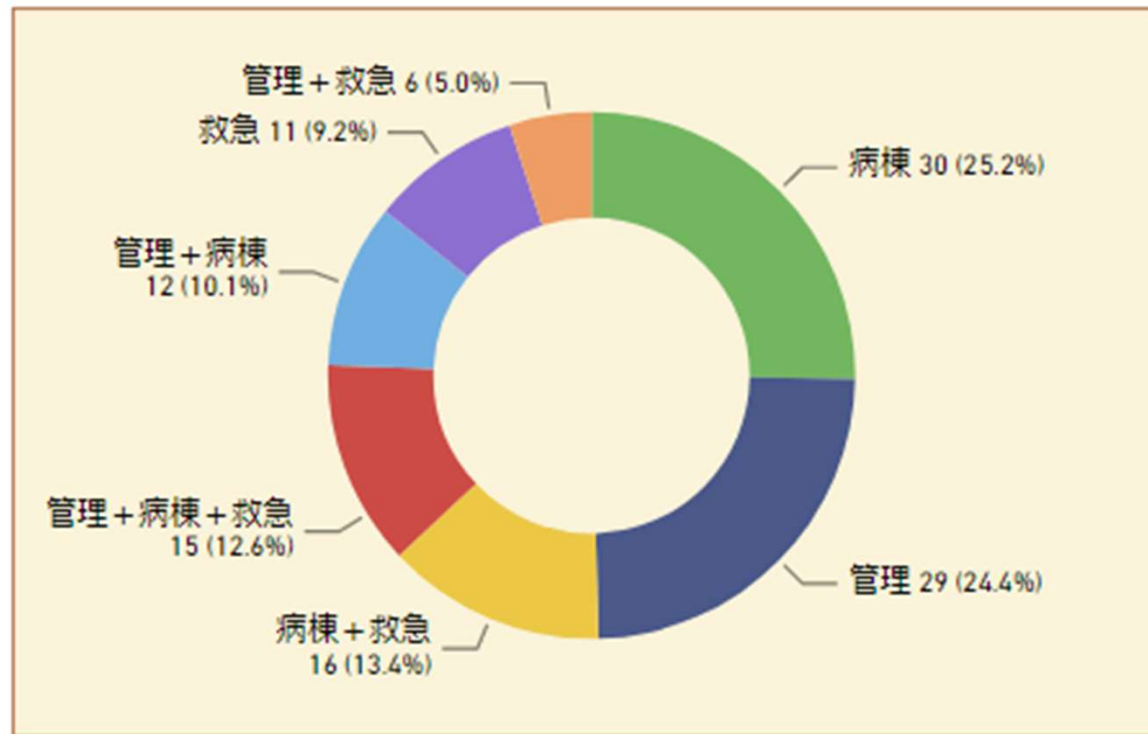
(許可を得られる見込みの医療機関を含む)

図5 宿直頻度



(許可を得られる見込みの医療機関を含む)

図6 宿直医師の担当業務

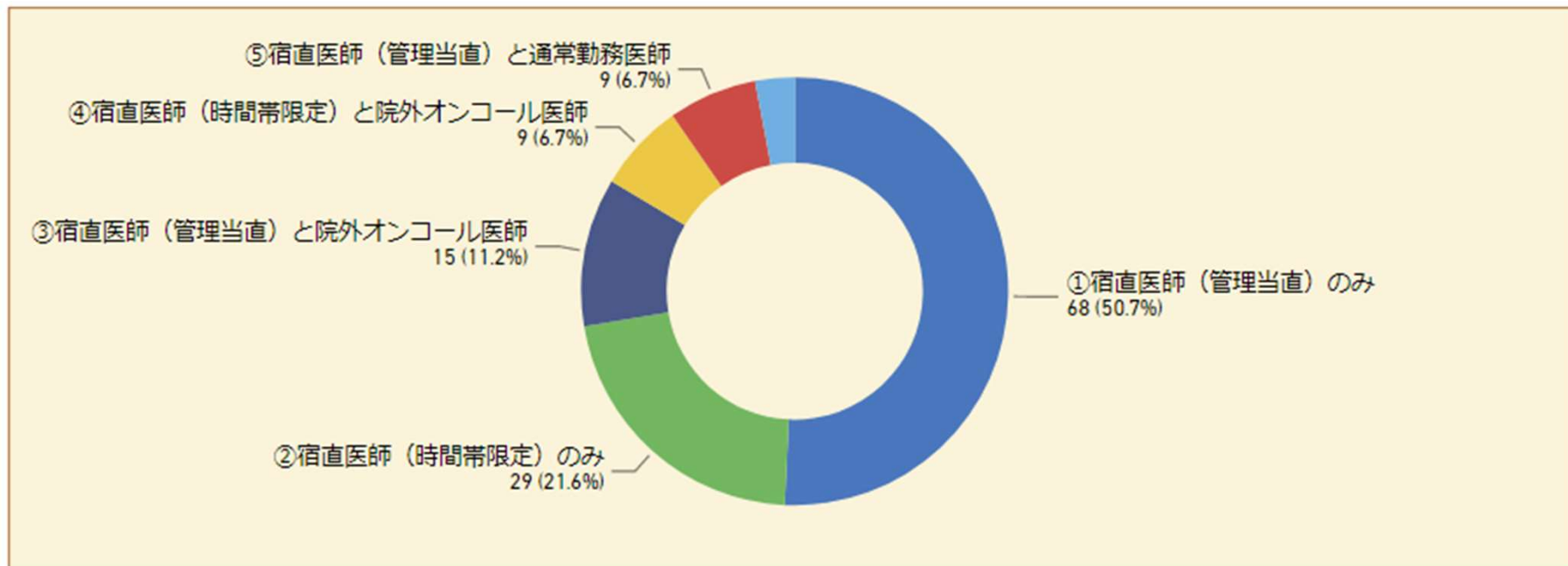


許可を得た医療機関について③

宿直類型

(許可を得られる見込みの医療機関を含む)

図7 宿直類型



注) 宿直類型は、スライド13～15 「宿直許可を申請・相談した医師の宿直類型(イメージ図)」のとおり

不許可となった医療機関からのコメント(抜粋)

(不許可の見込みの医療機関を含む)

- 救急もなく、たまに具合が悪くなる患者の転院対応があるが、臨時処方や、簡易的処置などのため、申請可能であると認識していたが、「原則、宿直週1回、日直月1回との定め」があり、申請時点でのそこがクリアできていなかったため指摘されて不許可となった。
- 医師の当直回数は、ほとんど仮眠できる状態にかかわらず、一人でも1週間に1回以上している状況では許可されない。
- 土曜日の宿直から連続して日曜日の日直から当直まで勤務する医師がいるため、一週間に一度の宿直という要件をクリアすることが難しい。
- 宿直の回数について「週1回を限度とする」との基準がどうしてもクリアできずに申請を断念しました。当院のような小病院では、常勤医師は2名しかおらず、当直は外部からの医師に頼らざるを得ません。その為、土日や連休などの時は、1人の医師に連続して当直を依頼しています。
- 患者対応をするなら許可はできないと口頭で言われた。
- ほとんど救急患者はおらず、回診や入院患者の睡眠剤処方が中心で、十分な睡眠がとれる当直であったにも関わらず、総合判断として不許可となった。
- 労基署の考え方は、担当した職員の判断に左右される傾向があると感じる。
- 病院の体制に応じて柔軟に「宿直許可」を認めて頂きたい。

許可を得た医療機関と不許可となった医療機関の業務比較①

病棟業務対応

① 許可を得た又は許可を得られる見込みの医療機関



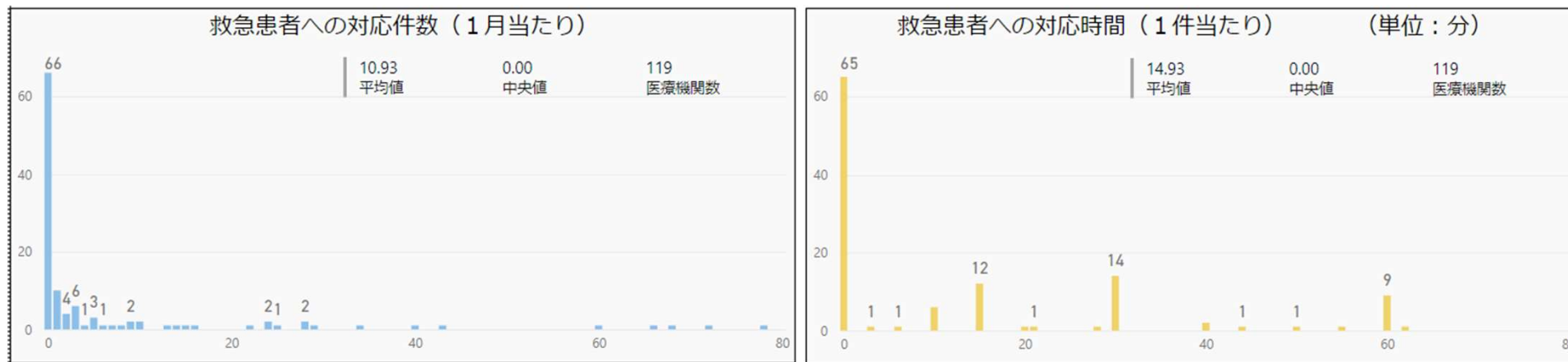
② 不許可又は不許可の見込みの医療機関



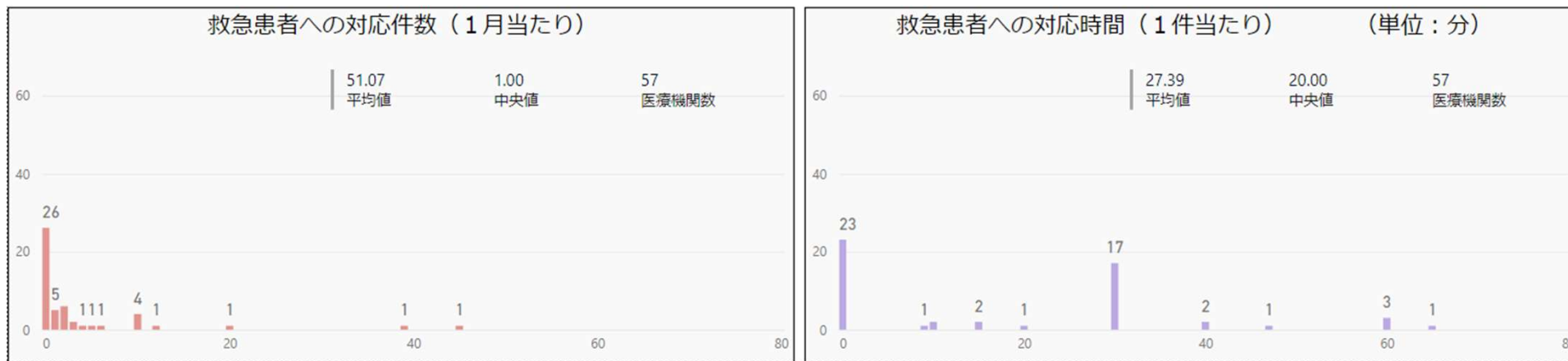
許可を得た医療機関と不許可となった医療機関の業務比較②

救急患者対応

① 許可を得た又は許可を得られる見込みの医療機関



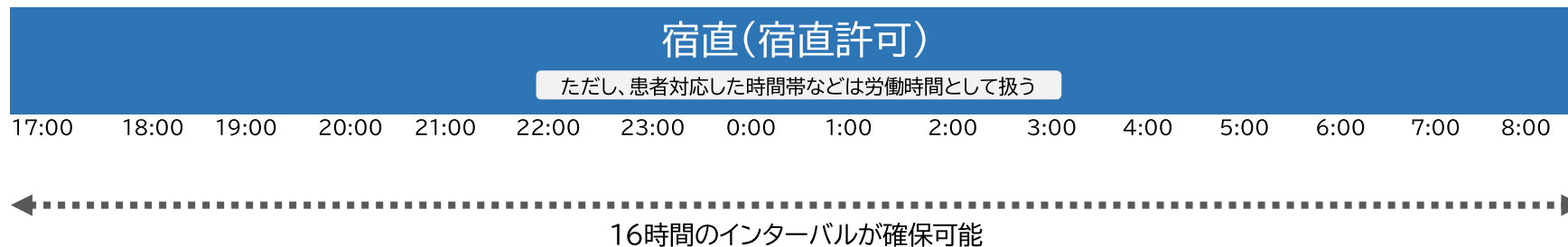
② 不許可又は不許可の見込みの医療機関



[参考] 宿直許可を申請・相談した医師の宿直類型(イメージ図)

① 宿直医師(管理当直として申請)のみで対応

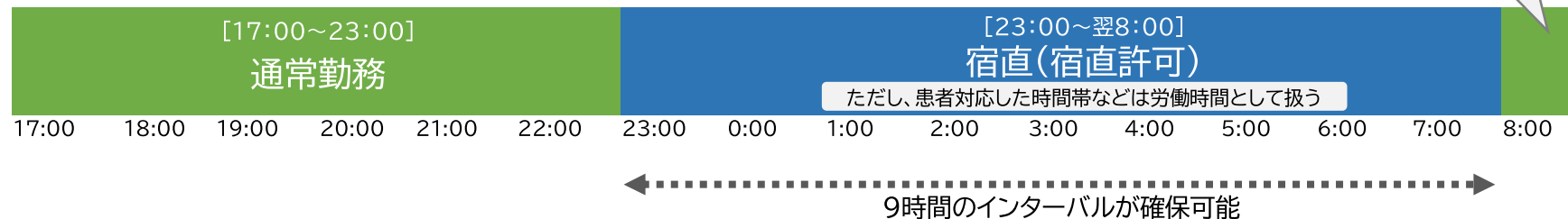
宿直医師 (例)17時から翌9時まで(16時間)を宿直許可申請した場合



※ 宿直医師が複数で対応している場合を含む

② 宿直医師(時間帯を限定して申請)のみで対応

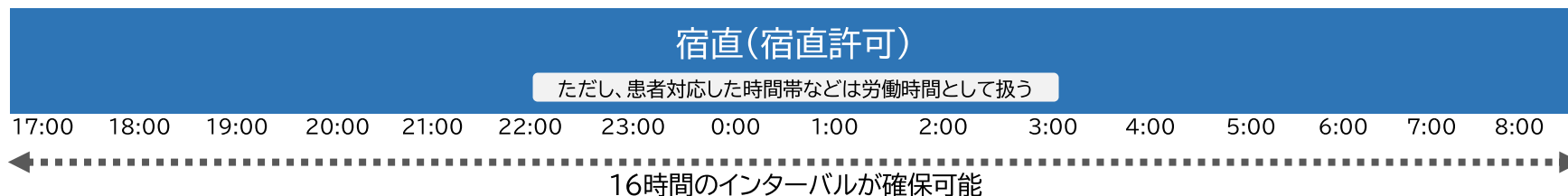
宿直医師 (例)23時から翌8時まで(9時間)に限定して宿直許可申請した場合



※ 宿直医師が複数で対応している場合を含む

③ 宿直医師(管理当直として申請)と院外オンコール待機の医師で対応

宿直医師 (例)17時から翌9時まで(16時間)を宿直許可申請した場合



院外オンコール待機の医師



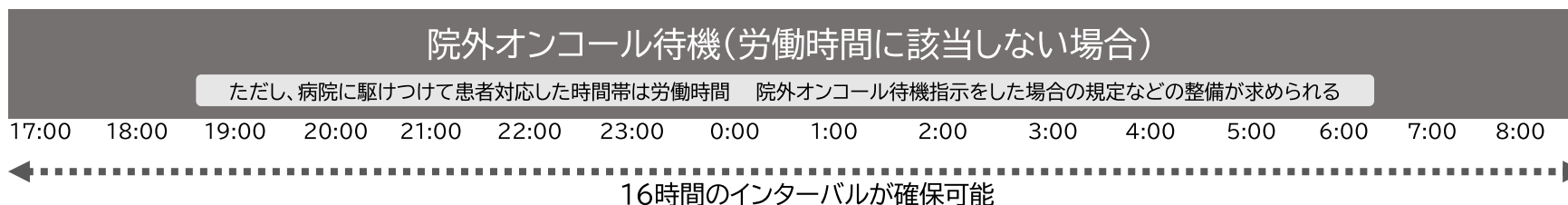
※ 宿直医師又は院外オンコール待機の医師が複数で対応している場合を含む

④ 宿直医師(時間帯を限定して申請)と院外オンコール待機の医師で対応

宿直医師 (例)23時から翌8時まで(9時間)に限定して宿直許可申請した場合



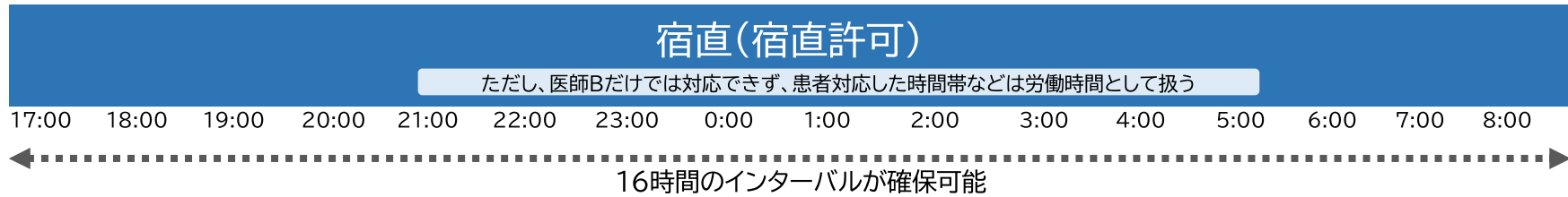
院外オンコール待機の医師



※ 宿直医師又は院外オンコール待機の医師が複数で対応している場合を含む

⑤ 宿直医師(管理当直として申請)と通常勤務の医師で対応

宿直医師 (例)17時から翌9時まで(16時間)を宿直許可申請した場合



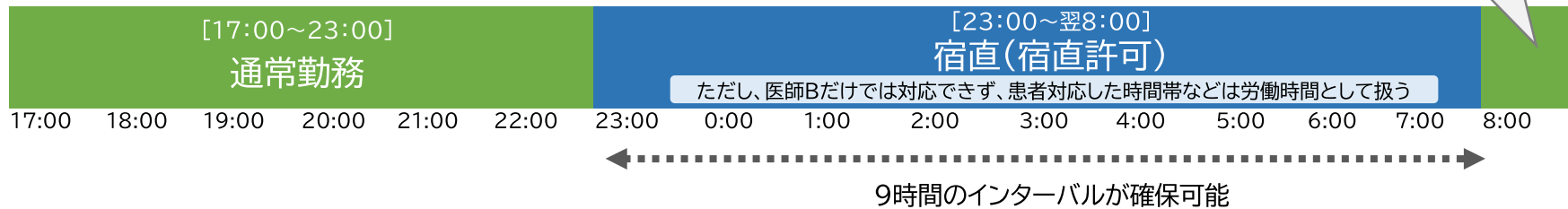
通常勤務の医師



※ 宿直医師又は通常勤務の医師が複数で対応している場合を含む

⑥ 宿直医師(時間帯を限定して申請)と通常勤務の医師で対応

宿直医師 (例)23時から翌8時まで(9時間)に限定して宿直許可申請した場合



通常勤務の医師



※ 宿直医師又は通常勤務の医師が複数で対応している場合を含む 15